

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

2019 貿情セ調（経提）第6号

2019年10月30日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
1. 4の項関連	
1) 貨物等省令第3条第三号ロ	
【意見内容】	
原案を次のように修正する。	
(原案)	
ロ ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン若しくは複合サイクルエンジン・・・	
(修正案)	
ロ ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン <u>(パルスデトネーションエンジン、回転デトネーションエンジン及び連続デトネーションエンジンを含む。)</u> 若しくは複合サイクルエンジン <u>(ターボコンパウンドエンジンを含む。)</u> ・・・	
【理由】	
解釈の「含む。」「除く。」規定は、貨物等省令に規定して、わかりやすくする方針である旨伺っています。	
この案が採用されると解釈の「デトネーションエンジン」「複合サイクルエンジン」も見直しが必要です。	
2) 運用通達解釈「ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジ	

ン又は複合サイクルエンジンの部分品」

【意見内容】

原案を次のように修正する。

(原案)

「ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン又は複合サイクルエンジンの部分品」

(修正案)

「ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン又は複合サイクルエンジンの部分品」

【理由】

貨物等省令第3条第三号ロの改正に合わせています。

2. 6の項関連

1) 貨物等省令第5条第五号イ

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) イ ピッチ円は直径が1, 250ミリメートル以上のもの

(修正案) イ ピッチ円は直径が1, 250ミリメートルを超えるもの

【理由】

現行の貨物等省令第5条第五号では、「・・・、ピッチ円は直径が1, 250ミリメートルを超え、・・・」となっています。また、WAにおいても、「exceeding 1,250 mm」となっています。従って、「を超えるもの」が適切と考えます。

2) 運用通達解釈「測定レンジ」

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) 測定装置の動作距離の最大と最小の差をいう。

(修正案) 測定装置の作動距離の最大と最小の差をいう。

【理由】

「動作距離」はWAのTechnical Notes文面中の「working distance」にあたる語句と思われませんが、「working distance」に対応する語句としては「作動距離」が一般的であり、JIS Z 8120「光学用語」においても「作動距離」とされています。

3. 7の項関連

1) 貨物等省令6条二号ニ(六)

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案)

動作周波数が8.5ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が5ワット(37ディービーエム)を超えるもの(第6条二号ニ(一)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。

(修正案)

動作周波数が8.5ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下の全ての周波数帯域において、ピーク飽和出力値が5ワット(37ディービーエム)を超えるもの(第6条二号ニ(一)から(五)までのいずれかに該当するものを除く。

【理由】

W.A.原文では、3.A.1.b.3.f.の周波数範囲は at all frequencies となっており、8.5ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下全ての帯域において、5ワット(37ディービーエム)を超えるものが対象であると読み取れます。3.A.1.b.3.a.～e においては、at any frequency となっており、違いを明確にするべきと考えます。

(W.A.原文)

3.A.1.b.3.f.

Other than those specified by 3.A.1.b.3.a. to 3.A.1.b.3.e. and rated for operation with a peak saturated power output greater than 5 W (37.0 dBm) at all frequencies exceeding 8.5 GHz up to and including 31.8 GHz;

2) 貨物等省令第6条第十三号ホ

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

- (一) 4.8ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、2.2ギガヘルツを超えるもの
- (二) 31.8ギガヘルツ超37ギガヘルツ以下の出力周波数帯域幅で、550メガヘルツを超えるもの
- (三) 37ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下の出力周波数帯域幅で、2.2

ギガヘルツを超えるもの

(以下略)

(修正案) ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

(一) 4.8ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、2.2ギガヘルツを超えるもの

(二) 31.8ギガヘルツ超37ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、550メガヘルツを超えるもの

(三) 37ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、2.2ギガヘルツを超えるもの

(以下略)

【理由】

特定の信号の周波数帯域の大きさを表現するときには”帯域幅”を用いますが、周波数範囲を表現する場合は”帯域”を使用します。

WA 原文では帯域幅に対応する bandwidth ではなく、周波数帯域に対応する frequency range と表現されています。

3) 貨物等省令第19条第3項第四号

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案)

・・・マイクロコンピュータ又はマイクプロセッサを・・・

(修正案)

・・・マイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサを・・・

【理由】

「ロ」が脱字です。

4) 貨物等省令第19条第5項第五号

【意見内容】

原案の下線部を変更する。

(原案)

動作周波数が31.8ギガヘルツ以上の真空電子デバイス(クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。)の設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

(修正案)

動作周波数が 31.8 ギガヘルツ以上の真空電子デバイス（クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。）の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

【理由】

「管」の誤記を「管」に修正する必要があります。

5) 運用通達解釈「ベクトル変調帯域幅」

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) 無線周波数信号を**ベースバンド信号により変調したときの**帯域幅をいい、情報帯域幅ともいう。I/Qデジタル変調は**ベクトル変調出力のための**技術的な手法であり、その出力信号は一般的にベクトル変調帯域幅を有するものとして仕様化されている。

(修正案) 無線周波数信号が**デジタルベースバンド信号により変調された際の、無線周波数信号**の帯域幅をいい、情報帯域幅ともいう。I/Q変調を用いたデジタル変調は**無線周波数ベクトル変調信号を生成するための**技術的な手法であり、その出力信号は一般的にベクトル変調帯域幅を有するものとして仕様化されている。

【理由】

- ① ベースバンド信号 → デジタルベースバンド信号
貨物等省令がデジタルベースバンド信号と表現されており、表現を合わせおくことが望ましいです。WA 原文の” digitally encoded baseband signal” に対応します。
- ② 変調したときの帯域幅 → 変調された際の、無線周波数信号の帯域幅
無線周波数信号とデジタルベースバンド信号の 2 種類の信号があり、「変調したときの帯域幅」だけでは、どちらの信号の帯域幅を対象としているのか不明瞭です。「無線周波数信号」を帯域幅の前に挿入することで対象の帯域幅を明確にしてください。WA 原文でも bandwidth の手前に RF が入っています。
- ③ I/Q デジタル変調 → I/Q 変調を用いたデジタル変調
I/Q 変調とはスカラ変調の対語として変調の方法（手段）を示し、一方でデジタル変調とはアナログ変調の対語として変調の種類を示します。したがって、I/Q デジタル変調という言葉は一般的に用いませぬ。
I/Q 変調にはアナログ的な手段とデジタル的な手段が存在していますが、今回の規制は手段を問わず両方の I/Q 変調を規制するものと理解しております。I/Q デジタル変調と表現した場合、規制対象がデジタル的な手段で I/Q 変調するものに限定されると解釈されてしまう恐れがあります。

6) 貨物等省令第6条第十一号ロ、および、運用通達解釈「信号処理」

【意見内容】

貨物等省令第6条第十一号ロの改正案が提示されているが、改正前後で規制内容に変更が無いことを確認したい。

(改正前)

省令： 記録中に無線周波数信号データを解析することができるプロセッサを有するもの。

運用通達解釈：

「貨物等省令第6条第一号ロ、同号へ及び同条第三号中の信号処理」

外部からの情報を伝達する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいう。

「貨物等省令第6条第十一号ロ中の解析」

信号振幅の計算、高調波成分の計算又は周波数成分の計算を含む。

(改正案)

省令： 記録中の無線周波数信号データを信号処理することができるもの。

運用通達解釈：

「信号処理」

外部からの情報を伝達する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいう。

【理由】

従来の規制対象範囲の中で「データを解析することができるもの」の対象を明確化するための変更で、「データを信号処理することができるもの」とし、「信号処理」の解釈で明確化したものと理解しております。この理解が正しいか確認します。

4. 9の項関連

1) 貨物等省令第8条第九号イの柱書き及び運用通達解釈

【意見内容】

① 貨物等省令第8条第九号イの柱書きの原案の下線部を次のように修正する。

(原案)

「対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが56ビットを超えるもの又はこれと安全性が同等以上の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための・・・」

(修正案)

「特定の暗号アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための・・・」

② 上記変更に伴い、運用通達解釈に「特定の暗号アルゴリズム」を追加し、解釈を以下の内容とする。

「次のいずれかに該当するアルゴリズムをいう

(一) 対称アルゴリズム（暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。）を用いたものであって、対称鍵の長さが 56 ビットを超えるもの（奇偶検査のため付加されるパリティビットは含まない。）

(二) 非対称アルゴリズム（暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。）を用いたものであって、アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくもの（4 から 6 までは、ポスト量子、量子安全、耐量子ともいう。）

- 1 512 ビットを超える整数の素因数分解（R S A方式を含む。）
- 2 有限体上の乗法群における 512 ビットを超える離散対数の計算（有限体上の D i f f i e - H e l l m a n 方式を含む。）
- 3 (二) に規定するもの以外の群における 112 ビットを超える離散対数の計算（楕円曲線上の D i f f i e - H e l l m a n 方式を含む。）
- 4 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題（NewHope, Frodo, NTRUEncrypt, Kyber, Titanium 方式を含む。）
- 5 超特異楕円曲線間の同種写像の探索（超特異同種写像鍵カプセル化を含む。）
- 6 ランダムな符号の復号（McEliece, Niederreiter 方式を含む。）」

* 運用通達解釈への「特定の暗号アルゴリズム」追加により、現行解釈から「対称アルゴリズム」「対称鍵の長さが 56 ビットを超えるもの」を、改正案の「これと同等の非対称アルゴリズム」を削除する。

【理由】

- ① 現在の条文の書き方では、
 - 対称アルゴリズムの規制条件：貨物等省令条文に記載
 - 非対称アルゴリズムの規制条件：運用通達の解釈に記載となっており、規制条件を記載している場所が異なっていますが、該非判定する側からすれば、規制条件は同じ場所で確認できた方が良いと考えます。
- ② しかも WA2017 の「'in excess of 56 bits of symmetric key length, or equivalent'」のうち「or equivalent」の言葉が WA2018 では削除されており、「described security algorithm」「（直訳すると）規定されたセキュリティアルゴリズム」という用語に置き換えられているため、規制番号国際化への対応を見据えると、貨物等省令は同等の表現にしておいた方が良いと考えます。

* 今回、非対称アルゴリズムの規定に追加された耐量子コンピュータ暗号の規制（四）～（六）には鍵の桁

数の規定がなく、暗号強度の安全性が同等以上かどうかを判断することが困難である。

また、対称アルゴリズムと非対称アルゴリズムの“安全性”を比較する必要があると誤解される可能性がある。

ただし、WA2018 におりの「規定された」では「省令のどこでとか告示のどこで規定された」と書く必要があるため「特定の」とし、また「セキュリティアルゴリズム」は初めて使う用語になるので、対称アルゴリズムや非対称アルゴリズムの解釈の中で使われていた「暗号アルゴリズム」という用語を修正案では採用しています。

2) 貨物等省令第8条第九号イ（五） 1ロ

【意見内容】

貨物等省令第8条第九号イ（五） 1ロの原案の下線部を次のように修正する。

（原案）

ロ 対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが56ビットを超えるもの又はこれと安全性が同等以上の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したものの以外のもの

（修正案）

ロ 「特定の暗号アルゴリズムを用いたもの」であって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したものの以外のもの

【理由】

WAの原文はつぎのとおり。

Note 2 a. 1. a: 1

b. Equipment or systems not using 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm'; or

ここでも *a 'described security algorithm';* の用語が採用されており、したがって、柱書きと同様な規定とすることが適当であると考えます。

3) 貨物等省令第8条第九号イ（十四）

①

【意見内容】

原文に「又はこれらの部分品」を追加する。

「ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものであって、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品」

【理由】

WA の 5. A. 2. a. Notes 2 の柱書に 5.A.2.a. does not apply to any of the following items, or specially designed "information security" components therefor:とあり、部分品も対象となっています。現行法令で、貨物等省令第九号イ（五）～（十三）は、5. A. 2. a. Notes 2 a. ~ i.が装置や品目の規定であっても、上記 5. A. 2. a. Notes 2 の柱書から、部分品もが除外対象の規定となっており、平仄を合わせるためです。

②

1 一、二イ、二ロ

【意見内容】

「端末装置」（下線部分の3ヶ所）を「端末」とする。

1 次のいずれかに該当するもの

- 一 ネットワークに接続可能な端末装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ（省略）
ロ（省略）

二 ネットワーク装置であって、次のイ及びロに該当するもの

- イ 一に該当する端末装置と通信するために設計したもの
- ロ 情報システムのセキュリティ管理機能が、一に該当する端末装置のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ（十四）に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限定されているもの

2（省略）

【理由】

貨物等省令第8条第九号イ（九）では、

WA の 5. A. 2. a. Notes 2

e. Portable or mobile radiotelephones and similar client wireless devices for civil use を民生用の携帯用電話機端末としており、「devices」を「端末装置」ではなく「端末」と訳しています。

貨物等省令第8条第九号イ（十四）1 一では端末、二は一と接続する装置を規定していますが、一を「端末装置」とすると、それが端末（endpoint device）を指すのか、装置（networking equipment）を指すのかが、紛らわしく、わかりにくいものがあります。しかも一般的に、「端末」という言葉は使われているが、「端末装置」という言葉は使われていません。

③

【意見内容】

追加されるイ(十四)における『ネットワークに接続する民生産業用途』の「民生産業用途」の内容を明確にしていきたい。

【理由】

貨物等省令第九号イ（九）に『特定の民生産業用途』がありますが、イ(十四)の『ネットワークに接続する民生産業用途』と同じなのか異なるのか、省令条文及び運用通達の解釈からは読み取ることができません。貴省の安全保障貿易管理 HP の Q&A に『特定の民生産業用途』の解釈がありますので、『ネットワークに接続する民生産業用途』との差異があれば、同 Q&A を改訂して明確にしていきたい。

4) 貨物等省令第8条第九号ロ

【意見内容】

原案の下線部を次のように修正し、かつ（一）（二）を削除する。

（原案）

「暗号機能有効化の手段であって、次のいずれかに該当するもの

- （一） ある貨物・・・
- （二） 本号から第十二号までの・・・

（修正文）

「「暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」にする。

【理由】

貨物等省令第8条第九号ロは貨物の規定であり、「手段であって」の表現が適当ではないと考えます。

また、貨物等省令第8条第九号ロ（一）及び（二）と同じ内容が、運用通達解釈「暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」がイ、ロにあり、重複しています。

ここは、この解釈の表題の文言を貨物等省令の規定に採用し、かつ WA2018 年の規定の構造と合わせ、詳細規定は「解釈」規定することが適当であると考えます。

* 貨物等省令第21条第1項第十六号、貨物等省令第21条第1項第十七号は、詳細規定は役務通達の解釈に規定しており、平仄を合わせる必要もあります。

5) 貨物等省令第21条第1項第十六号

【意見内容】

原文の下線部を次のように修正する。

(原文)

「第8条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって暗号機能を有効化するもの」

(修正文)

「第8条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」

【理由】

役務通達解釈と貨物等省令の規定を統一する必要があります。

6) 貨物等省令第21条第1項第十七号

【意見内容】

原文の下線部を次のように修正する。

(原文)

「第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって暗号機能を有効化するもの」

(修正文)

「第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」

【理由】

役務通達解釈と貨物等省令の規定を統一する必要があります。

5. 10の項

1) 輸出令別表第1の10の項（11の2）、貨物等省令9条第十三号の二、運用通達解釈「貨物等省令第9条第十三号の二中の宇宙用に設計した光検出器」

① 輸出令別表第1の10の項（11の2）

【意見内容】

原案を次のように修正する。

(原案)

光センサーの製造用のマスク又はレチクル

(修正案)

宇宙用の光検出器の製造のために特に設計したマスク又はレチクル

【理由】

WAの 6. B. 2. Masks and reticles, specially designed for **optical sensors** specified by 6. A. 2. a. 1. b. or 6. A. 2. a. 1. d.

6. A. 2. **Optical sensors** or equipment and components therefor, as follows: a. Optical detectors as follows:

1. "Space-qualified" solid-state **detectors** as follows:

WAの6.B.2.では、**optical sensors**と記載されています。元となる6.A.2.a.1.では**detectors**、6.A.2.では**Optical sensors**と記載されています。6.A.2.において**Optical sensors**、**detectors**ともに日本の条文では光検出器になります。そのため、光センサーという言葉は現行条文では出てきておらず、混乱を生じる可能性がありますので、光検出器の方が良いと思います。

②貨物等省令第9条第十三号の二

【意見内容】

原案を次のように修正する。

(原案)

第三号イ（二）又は（三）のいずれかに該当する光センサーの製造用のマスク又はレチクル

(修正案)

マスク又はレチクルであって、第三号イ（二）又は（三）のいずれかに該当する宇宙用に設計した光検出器の製造用に特別に設計されたもの

【理由】

上記①と同じです。

③ 運用通達解釈：貨物等省令第9条第十三号の二中の宇宙用に設計した固体の光検出器

原案を次のように修正する。

(原案)

貨物等省令第9条第十三号の二中の宇宙用に設計した固体の光検出器

「地表から100キロメートルを超える硬度で動作するよう（に）設計された（した）固体の光検出器（をいう。）」

(修正案)

貨物等省令第9条第十三号の二中の宇宙用に設計した光検出器

「地表から100キロメートルを超える高度で動作するよう（に）設計された（した）固体の光検出器（をいう。）」

<p>【理由】 脱字と誤字の修正です。</p>										
<p>2) 運用通達解釈「受信機能を有するもの又はその部分品」</p> <p>【意見内容】 原案を次のように修正する。</p> <p>(原案)</p> <table border="1"> <tr> <td>受信機能を有するもの又はその部分品</td> <td>通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び特別に設計された部品にも適用されるものをいう。</td> <td>(削る)</td> </tr> </table> <p>(修正案)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">受信機能を有するもの又はその部分品</td> <td>通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び<u>受信機のために</u>特別に設計された部品にも適用されるものをいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削る)</td> </tr> </table> <p>【理由】 「通常の用途において・・・をいう。」は定義であるので、記述位置が「含む。」規定の位置は適当ではない、と考えます。15の項の「ハイドロホン」等の解釈の規定に平仄を合わせています。 またわかりやすくするために「<u>受信機のために</u>特別に設計された部品」とするのが適当です。</p>			受信機能を有するもの又はその部分品	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び特別に設計された部品にも適用されるものをいう。	(削る)	受信機能を有するもの又はその部分品	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び <u>受信機のために</u> 特別に設計された部品にも適用されるものをいう。			(削る)
受信機能を有するもの又はその部分品	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び特別に設計された部品にも適用されるものをいう。	(削る)								
受信機能を有するもの又はその部分品	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び <u>受信機のために</u> 特別に設計された部品にも適用されるものをいう。									
		(削る)								
<p>6. 11の項関連</p>										
<p>1) 貨物等省令第10条第五号イ</p> <p>【意見内容】 原文の下線部を、次のように修正する。</p> <p>(原文) 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の<u>復号化</u>アルゴリズムを有するもの(民生用に設計されたものを除く。)</p> <p>(修正案) 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の<u>復号</u>アルゴリズムを有するもの(民生用に設計されたものを除く。)</p> <p>【理由】</p>										

暗号化したデータを元に戻すことは“復号”と言うため、そのアルゴリズムは“復号アルゴリズム”が適切と考えます。（パブコメの対象範囲外で、恐縮です。）

7. 13の項関連

1) 貨物等省令第12条第四号の三

【意見内容】

原案の第四号の三と第四号の二を入れ替える。

【理由】

新規に追加された第四号の三である飛行機の規定は、輸出令別表第1の13の項(2)に対応するものであり、昨年度追加された第四号の二は輸出令別表第1の13の項(2の2)に対応するものです。このまま、第四号の三が規定されると、政令との対応関係は第四号が13の項(2)、第四号の二が13の項(2の2)、第四号の三がまた13の項(2)となって、政令と省令の関係が複雑になります。

政令との対応関係がわかりやすくするためにも、第四号の二を第四号の三とし、第四号の三を第四号の二とすることが適当であると考えます。

8. 14の項関連

1) 貨物等省令第13条第一項第一号カ

【意見内容】

原案を修正し、修正案（赤字箇所を修正）とする。

（原案）

ジヒドロキシルアンモニウム5, 5' -ビステトラゾール1, 1' -ジオレート (TKX)

（修正案） 赤字の6箇所（6文字）

ジヒドロキシルアンモニウム=5・5' -ビステトラゾール-1・1' -ジオラート (TKX)

【理由】

1) ~4) は化学分野における化合物の命名ルールに基づく修正である。添付 PDF のイエロー色付け箇所を参照ください。5) は日本法令における独特な表記法に関する修正である。法令が縦書きであるために用いられる表記法と理解する。

1) テトラゾール → テトラゾール

・添付文献参照 (ole の読みはオール)

・現行法令における具体例：

第13条第2項第一号ニ 3-ニトロ-1・2・4-トリアゾール-5-オン

2) ジオレート → ジオラート

・添付文献参照 (ate の読みはアート)

・現行法令における具体例：

第2条第1項第二号ハ 3-キヌクリジニル=ベンジラート

3) - 1・1' ひと続きの化合物名称であり、数字の前にもハイフンが必要

- ・現行法令における具体例：
第13条第2項第一号ニ 3-ニトロ-1・2・4-トリアゾール-5-オン

4) アンモニウム=5・5' - …… ジオラート

- ・添付文献参照（化合物名が原語で2語以上にわたり、続けて字訳すると難解になり、あるいは他の化合物と混同するような場合には、原語の語間に相当する部分につき符号=を入れる。）
- ・現行法令における具体例：
第2条第1項第二号ハ 3-キヌクリジニル=ベンジラート

5) 5・5' - コンマではなく、中点「・」とする
1・1' - コンマではなく、中点「・」とする

- ・現行法令における具体例：
第13条第2項第一号ニ 3-ニトロ-1・2・4-トリアゾール-5-オン

参考：化合物命名法（東京化学同人）（2016年2月）から引用

9. 15の項関連

1) 運用通達解釈「連続気泡発泡体」

【意見内容】
原文を次のように修正する。

(原文)
・・・、三次元網状発砲体という。

(修正文)
・・・、三次元網状発泡体という。

【理由】
誤字の修正です。

2) 運用通達解釈「ハイドロホン」

【意見内容】
原文を次のように修正する。

(原文)

ハイドロホン	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び特別に設計された部品にも適用されるものをいう。
--------	--

(修正文)

ハイドロホン	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。	
	水中の音響変換器で受信機として設計され動作するトランスデューサーを含む。	(削る)

【理由】

10の項の「ハイドロホン」と定義を合わせるためです。
 なお、「えい航ハイドロホンアレー」等の解釈も見直しが必要です。